

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○青木課長 皆様こんにちは。本日は公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。只今から令和5年度第4回久喜市介護保険運営協議会を開催させていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます介護保険課長の青木と申します。どうぞよろしく願いいたします。続きまして、秋本会長からご挨拶を賜りたいと存じます。秋本会長よろしく願いいたします。

○会長 《会長挨拶》

○青木課長 ありがとうございます。それでは、会議に入ります前に、出席委員についてご報告申し上げます。事前に新井委員、渋谷委員のお2人につきましては、本日欠席のご連絡を頂いております。本日の出席委員は、現在17人で定数20人の過半数に達しておりますことから、本協議会は、久喜市介護保険条例第15条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。

次に傍聴者でございますが、現在おりません。なお、今回も株式会社ぎょうせいの職員3名が参加しております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の資料につきまして確認をさせていただきたいと存じます。事前に郵送いたしました資料が、次第、それから資料の概要について、次に、議事（1）の資料として、資料1、議事（2）の資料として資料2、議事（3）の資料として、資料3-1、3-2の合計6点でございます。なお、事前に郵送いたしました資料2については、回答に不足があるとのこと指摘を受けましたので、内容を追加いたしました。「資料2（当日差替）」ということで、本日お手元に配布をさせていただいております。誠に申し訳ありませんが、差し替えをよろしく願いいたします。資料に不足がある方は挙手をいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。続きまして会議の公開及び会議録の作成等についてご説明させていただきます。久喜市では、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開とし、傍聴することが可能でございます。また、会議録を作成し公開することとなっておりますことから、本会議におきましても発言者の氏名を含め全文記録方式で会議録の作成を行いたく、録音につきましてご了解をいただきたいと思います。これに伴い、発言者の皆様はマイクを使用しての発言にご協力をお願いいたします。

それではこれより本日の議事に移らせていただきます。ここからは、久喜市介護保険条例第15条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進めていただきたいと思います。それでは秋本会長、よろしく願いいたします。

○議長(秋本会長) 本日の議事は承認が必要な案件が1件でございます。本日も引き続き、新型コロナウイルス感染症予防のため、議事が円滑に進行できますよう、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、本日の会議の議事録署名委員を私の方から指名させていただきます。前回は引き続きまして名簿の順で、今回は、板橋委員さん、それから小山委員さん、お2人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

《板橋委員・小山委員 了承》

それでは本日の議題に移りたいと思います。議事の(1)でございます。市外地域密着型サービス事業所の新規指定について事務局からの説明をお願いします。

○佐藤係長 介護保険課保険料・給付係の佐藤でございます。着座にて失礼いたします。議事(1)、市外地域密着型サービス事業所の新規指定についてご説明いたします。

《資料1に基づき説明》

○議長(秋本会長) ありがとうございます。

○青木課長 付け加えて説明をさせていただきたい部分があります。よろしいでしょうか。

○議長(秋本会長) はい、どうぞ。

○青木課長 こちらの地域密着型サービス事業所の指定に関する資料の添付・提供についてでございますけれども、前回の運営協議会におきまして、茨木委員より、指定の承認にあたり申請の際に添付資料として事業者が提出している勤務形態一覧表等のコピーを見せてほしいというようなご意見がございました。

これを受けまして、事務局内及び情報公開に関する事務を所管する市政情報課の方とも検討を行いまして、今回につきましては、個人情報に係る部分は黒塗りをして伏せた上で必要な申請書類の写しを閲覧して頂くことといたしました。これから資料の方をお返ししますので、確認を頂ければと存じます。なお、事業所指定に関する事務を所管しているのは介護保険課の職員になります。指定に必要な各種基準については間違いのないよう十分精査し、ダブルチェックも実施しており、指定することに問題がないことを確認した上で、本運営協議会の承認を得る形をとっております。このことから、事務局といたしましては、本運営協議会委員の皆様申請書類の確認についてまで求めるものではないと考えております。職員の確認方法を信用していただき、次回以降は、前回までと同様に法令基準の確認状況を記載した資料のみの提供をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(秋本会長) はい、ありがとうございます。前回の宿題がありましたね。どのように市の職員は、チェックしているのかと。個人情報のところは黒塗りにして、宮澤委員さんの方から順次その資料を皆様のところに回覧していきますので、このようになっているのだなど、これなら信用しても大丈夫だなど。これでは信用おけない、本当にチェックしているのかとそういう疑義があったら

また質問いただくとして、このなでしこについてまずどうするか、これについては承認いただくということになっておりますので、まずなでしこについての質問あるいはご意見がございましたら、挙手の上お願いします。はい、茨木委員さん。

○茨木委員 こちらのなでしこさんというのは、マックス何名を受け入れるのですか。それが1点です。それからもう1つはオペレーターさんを5名配置しているということなのですが、どこまで情報として提供していただけるのかわからないのですが、男女構成とか年齢とか、もしわかるようでしたらそのあたりもちょっと深掘りしてお示ししていただくとありがたいかなと、以上2点です。

○議長(秋本会長) 2点質問がございました。事務局お願いします。答弁に時間がかかりますか。かかれば次を先にやりますけれど、時間がかかりますか。

○佐藤係長 2点目ですけれども、オペレーターの男女比、生年月日というのは調べないとわからないのですけれども、こちらの情報というのは必要でしょうか。

○議長(秋本会長) その他に答弁はできますか。2つ質問ありましたが、1番の方については後にしますか。とりあえず、2番のオペレーターについては男女比とか年齢については、今手元に資料がないのでその数字はわかりかねると、こういうことでした。1番についてはどうですか。

○佐藤係長 お時間をいただければと思います。

○議長(秋本会長) はい。1番については少々お時間を頂きたいと思います。それでは2番の方の、オペレーターの男女比あるいは年齢構成はどうなっているのだろうという委員さんの質問がありました。今手元には資料がないそうなのですが、男女比とか年齢が何歳ぐらいかというのは、承認に必要な事項なのでしょうか。

これについてご意見、必要かどうかですね。なければこのままですけれども、車塚委員さんどうでしょうか。これについてご意見ありますか。男女が何名なのだろう、男何名女何名なのだろうと、年齢はどのくらいの人がやっているのだろうと、こういうことを茨木委員さんはお知りになりたいそうですが、事務局には数字がないので、必要かどうか、これがないと承認できないのか、判断できないのか、どうぞ。

○車塚委員 今この時代ですね、いろいろな社会状況の中で男・女って区別することの方が少しナンセンスなのかなと思います。オペレーターは男でなければいけない、女ではいけないという規則は全くありませんので、法律に則って男女平等にやればいいし、年齢もある程度高齢になってしまうと、オペレーターの場合24時間対応になりますから当然勤務が厳しくなりますので、あまり高齢の方はいらっしゃらないのではないかなと、男女の比率とか年齢によって業務が差し支えするということは、うちも定期巡回やっていますけれどもありえないと思いますので、必要ないかなと私は思います。

○議長(秋本会長) はい、ありがとうございました。今、車塚委員さんからそのようなご意見がございました。他の委員さん、これについてどうでしょうか。わか

ればわかった方がいいかなという程度と私も思うのですが、茨木委員さん何かありますか。はい、どうぞ。

○茨木委員 新聞とかテレビとか、最近介護保険とか高齢者に対する施設での対応、扱いとかサービスがひどいというようなことが新聞に出ているわけです。家族の方、預けている親御さんは、やはりお任せしてしまうわけですから、心配なわけです。そういったときに委員としてどこまで情報をこちらで確保しておくかというのは、1つの担保になるはずなのです。それは裏を返せば、介護福祉担当の方を守ることにものなるわけなので、やはりそういう点、人の情報というのをこちらで把握しておくというのは大事なと、現に今もどこかで暴力とか虐待とかが起きているかもしれない。それは見過ごせないという時代になってしまったのです。だから、安心してお任せできるということを家族はお願いするのだけれど、実際はどうなのと、連日、新聞やマスコミで取り上げられている中で、子どももそうですけれど、高齢者に対する対応とかそういう点で、やはり私達は切り込んでいかなければいけないのではないかと、何に切り込むことができるのかということは、やはり1つは情報の共有、特に人ですよね。人が人を扱うわけですから、そういう情報というのは、やはり世間一般の物差しで測ってはいけないと、そういう意味で私は意見をさせていただきました。以上です。

○議長(秋本会長) 他にこれについて、男女比の問題、年齢についての問題、必要かどうか、誰かもう1人ぐらいご意見ございますでしょうか。はい、茂田さん、どうぞ。

○茂田委員 そこまでしたら募集される介護施設さんも大変だと思うのです。これは本当に信用するしかないと思うのですけれど、何歳の人がオペレーターをやっているとか、性別とか、私は不要だと思うのです。そこまで心配しなければいけないということもわかりますけれど、でも施設側としたら、そこまでしたら人なんか集めることができなくなると思うので、このあたりはちょっと信用されたらいかがかと私は思います。

○議長(秋本会長) はい、ありがとうございました。そうすると信用してもよろしいのではないかと、男女比は問わないと、それから年齢もなくてもいいと、それは公務員である市役所の職員を信じると、そういう形で「なでしこ」を承認するかどうかという判断基準、それはいらないということでもよろしいでしょうか。

《拍手》

茨木委員さん、よろしいでしょうか、一言何かありましたら。

○茨木委員 私は委員をやっている以上は、やはり責任を持ちたいと思っているのです。すべてその施設の方にお任せするとか、あるいは福祉課の方の言うことを信じたいのだけれど、現状は連日のテレビその他で報道されているのを見ると、チャンネルを回したくなってしまうのだけれども、そういう実態があるので、今、拍手をなされた方は、いいのではないかとということなのですから、この後いろいろまた承認事項が出てくるかと思うのですが、私がお話し

た点については、やはり常に頭の隅に入れていただいて考えていただきたいし、やがて、今年度は無理にしても2～3年後はやはり切り込んでいかなければいけない重要な事案だと思っています。以上です。

- 議長(秋本会長) はい、ありがとうございました。ただ、この案件につきまして、今日承認するかしないかという皆様のご判断を頂きたいと思います。これについて賛成の方、挙手をお願いします。

《承認16人、否認1人》

はい、賛成多数ですね。反対の方はお1人ですね。反対お1人ということは記録しておいてください。ということで、賛成多数ということでこれは承認したいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次に移りたいと思います。

- 佐藤係長 会長、ご質問の1点目にお答えしたいのですけれども。

- 議長(秋本会長) どうぞ。

- 佐藤係長 定員はございません。現在利用されている方は、ホームページで確認したところ70人となっております。こちらにつきましては定員があるわけではなくて、オペレーターで対応できる数で現在は70人利用されているということです。オペレーターが増えれば利用者も対応できる範囲内で増やせるということでございます。以上です。

- 議長(秋本会長) はい、ありがとうございました。事務局からの回答がございました。次に移りたいと思います。

次は議事の(2)でございます。久喜市高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画、第3回運営協議会での質疑に対する回答・対応について事務局からの説明をお願いします。

- 土屋参事 高齢者福祉課長の土屋です。それでは、資料2に基づいてご説明をいたします。

- 門井主幹 3ページの部分について介護保険課門井からご説明いたします。着座にて失礼いたします。

《資料2に基づき説明》

- 議長(秋本会長) はい、ありがとうございました。事務局の回答でございます。これに対する質問、高田委員さんどうぞ。

- 高田委員 一番最初の在宅医療介護連携についての質問なのですが、依然として説明がよくわかりません。アンケートの結果5割の人が在宅医療について不安があると言っていて、市の方では、お医者さんがいませんというようなことはない、それよりも問題なのは周知だと考えているとおっしゃっていますが。

今回出てきた中で見ると、2ページ目に本市においては訪問診療のみを行っているというのが5カ所ございますとあるのですけれども、この5カ所がどういう、実態として活動しているのか。私もそういうのにかかったことないのでわからないのですけれども。個人的な話ですけれども、救急車を呼んだらすぐ来たというのがあったのですけれども。こういうのというのは、実際にどれぐらいの頻

度でどれぐらい巡回されているのかというのを、事業計画に書く内容ではないかもしれませんが、そういう数字があった上で、初めて実態の把握ができるのではないかと思うのですけれど。ただ5カ所ありますということを書いて、単純に情報が行き届いていないから、近くに在宅医療をやっていただけるお医者がいまませんと言っているだけだから、広報活動やればいいのとおっしゃっているけれど、中身を見せていただけていないのに、どうして私が納得できるのかというのがあるのです。5カ所あって、その5カ所がどこにあって、それでどれぐらいの頻度でどれぐらいの患者さんを回っているのかという、そういうのはもう当然把握されているのですよね。把握された上で足りるか足りないかというのは見えるわけで、私には何も見えないのです。市の方では見えているということですか、把握されているのですよね。

○議長(秋本会長) 質問はそれでよろしいですか。

○高田委員 はい。この質問と言ったら、これ。こちらに全然見えてなくて、文言だけしかなくて実態がないのです。それをもっと掘り下げる必要があるのではないかというのが私の質問です。

○議長(秋本会長) 事務局、回答をお願いします。

○土屋参事 はい。只今の高田委員さんの質問にお答えいたします。

在宅診療を行っている医療機関5カ所はホームページ等でも公開されていて、その機関については、今ここでこの医療機関だということはちょっとお示ししないのですが、ただ先ほどご説明させていただきました訪問診療という部分については、計画的に医師が訪問したり、訪問看護をしたり、またリハビリをしたりということで、スタッフが回るようなことになります。その計画的にという部分については、事前に例えばケアマネジャーであったりとか、そういう方にご相談の上でご利用いただくようなサービスになりますので、まず一般の方が、どこにあるのだろうかという前にケアマネジャーさんとかに相談の上、利用されていると思うのです。おそらく地域の方は、訪問診療に普段かかりたいとおっしゃる場合は、往診とかをイメージされているのだと思うのです。訪問診療と往診というものは違います。往診は患者さんが「うちに、ちょっと具合が悪いので来てください」と言ったときに来ていただけるようなシステムになっていますので、訪問診療と往診というものの違いを区別した上で、こちらの方はお考えいただけると理解しやすいのかなとは思いますが。

訪問診療の方の頻度であったり、その患者さんがどれぐらいいらっしゃったりというところは、申し訳ございません、市でも把握はしておりません。

○議長(秋本会長) はい、ありがとうございます。事務局からの回答でございます。高田委員さん、どうですか。

○高田委員 それで充足しているとどうして言えるのですかね、把握されてなくて。

○議長(秋本会長) 事務局をお願いします。

○土屋参事 今のご質問ですが、訪問診療、計画に基づいてという部分になりますので、その利用される方の訪問の頻度であったりとかということにも違いが

出てまいりますので、何人ぐらいいるとかその概数が云々という問題ではないと、こちらとしては考えております。

○議長(秋本会長) 事務局から回答ございました。高田委員さん、何かございますか。

○高田委員 もう聞いても無駄なのでやめます。

○議長(秋本会長) 他にございますか、質問は。はい、茨木委員さん。

○茨木委員 先ほどお答えしてくださった方の最後の言葉、ちょっと引っかけたのですけれど、それは何かと言ったら、頻度はあまり関係ないですという言い返しです。それってやはり人に対する接し方、福祉の立場としては失礼ではないのかなと、まず思いました。

もう1つは、質問された内容で私も感じたのは、やはり数値がないと評価できないということなのです、文章だけでは。だから、その数値が知りたいということをおっしゃっていて、それのもとでこういう文章が出てくるのだなというのがよくわかるわけで、例えば訪問診療の医療機関はホームページに載っているというのですけれど、この場で口頭で5機関をお示ししていただけますか。

そしてもう1つは、訪問診療するその医院さんを認定するものなのかしないのか、申し出があるのか、市の方が認定するのか、そのあたりも少しお聞きしたいのですけれど。

○議長(秋本会長) はい。質問がございましたが、事務局、すぐ答えられますか。もし答えられなければ、時間押してきてしまいますので、茨木委員さんもおっしゃった具体的箇所名とか数字がわからないと判断しにくいと、これも一理あるかと思しますので、訪問診療の数がホームページを見ればわかるというのですけれども、その5カ所の数を次回、こういうところが訪問診療やっていますよと、そこでどのぐらい、そのサービスを受けている方がいるのかと、個人名を伏せて結構ですから、ひと月で何件ぐらいあるとか。そういう数字を出せる範囲で次回出していただけますでしょうか。そうすれば、市内に5カ所の訪問診療がここにあるのだと大体皆さんも納得できると思うのです。お世話になっている方が何名いるかと、それをペーパーで、差し支えない範囲で出していただければ議論も進みやすいと思しますので、今手元に資料ないのでしょうから、おそらく。

そして次に進めましょう。茨木さん、それでよろしいですか。具体的に次に出してもらうと、5カ所の診療所の、どのぐらいの人が受けているのだと、週に何回かわからないけれど、そんな感じでいいですか、様式は。はい、ありがとうございます。そういう形で、事務局、次回資料の提出をお願いいたします。他にご質問・ご意見ございますでしょうか。はい、高田委員さん。

○高田委員 次の質問にまいります。3ページの2段落目の回答なのですけれど、2040年に対する備えについては基本理念で掲げております「高齢者が いつまでも 住み慣れた地域で 健幸(けんこう)で 安心して暮らせるまち」、これがビジョンだと言っているのですけれど、もう見解の相違なのかもしれませ

んけれど、これはビジョンですか。スローガンではないのですか。いつでもこうしたいという、ビジョンというのは将来を見据えたものだと思うのですけれど。私は前回からもずっと申し上げているのですけれど、2040年に対してどういう対応をしていくのだという、スローガンなのではないか。

もう1つ、これがビジョンだとおっしゃるなら、それ以上もう議論してもしようがないのでもういいですけど、その下のところの一番最後の段落なのですけれど、基本目標に続く施策の方向性、それに続く主な取り組みを実施していく、これも具体的に示すことが必要なのではないですかと私は前から言っているのですけれど。主な取り組み、基本目標4つありましたよね。その4つの中、2040年に向かって取り組むという主な取り組み、それを示していただきたいと言っているのです。これについての質問はこれだけです。これ以外にもありますけれども、とりあえず。

○議長(秋本会長) とりあえず2点ということで。

○高田委員 はい。

○議長(秋本会長) ビジョンなのかスローガンなのかというご意見がございましたが、高田委員さんのお考えですけれども、事務局として何か付け加えたいことがありましたら、ビジョンなのかスローガンなのかよくわからないと。それから主な取り組みですか。これについても何か一言説明しておきたいということがございますか。

○門井主幹 はい。

○議長(秋本会長) はい、事務局お願いします。

○門井主幹 まず、ビジョンに関しましてです。見解の相違が生じているようでしたら大変申し訳ございませんが、ビジョンという言葉調べますと、展望とか理想像、未来像、または企業ですと経営方針のようなものが該当するというところで、私の方は調べております。これはちょっと見解の相違になっているかもしれませんが、この計画の中では、基本理念に掲げている、先ほど申し上げた「高齢者がいつまでも住み慣れた地域で健幸(けんこう)で安心して暮らせるまち」というものがまずビジョンでありまして、それを達成する手段として基本目標1から4までがあり、それに続く施策の方向性というものがあり、それに続く主な取り組み、こちらを推進することによって、2040年への備えを、第9期の3年間で進めていくというご説明を、繰り返し申し上げております。基本目標1から4が対策になっていないというようなお話、ちょっとニュアンスが違うかもしれませんが、そういうようなお話があったかもしれませんが、この後ご説明する部分ですが、資料3-1の51ページ、それに次のページ、52ページというのは、これは本来であれば左のページと右のページに並べるべきところだったのですが、表裏になってしまって申し訳ございません。施策の体系ということで掲載させていただいておりまして、こちらに基本目標1から4とそれに続く施策の方向性、それに続く部分が52ページの主な取り組みでございまして、主な取り組みの部分につきましては、こちらの資料の中の第4章の方で順に掲載しているというような構成になっておりますので、ご理

解を頂ければと思います。

- 議長(秋本会長) という説明でご理解を頂きたいというのが事務局の回答でございます。高田委員さん、どうでしょうか。
- 高田委員 今おっしゃった内容ですと、2040年問題を解決するのは、このまづビジョンから始まって、基本目標、施策の方向性、主な取り組み、これが2040年まで普遍的なものだということをおっしゃっているのですか。2040年まで耐えられるものなのですか、これが。
- 門井主幹 普遍的なものかどうかというのは、ちょっと現時点ではお答えしかねますが、第9期計画の令和6年度から8年度までの3年間に進めていく施策としては、こちらになります。
- 高田委員 それは、だから私が申し上げているように2040年の課題と一致しているのですか。今言っているのは短期的なものをおっしゃっているのですよね。第9期のことをおっしゃっているのですよね。主な取り組み、第9期でやるやつですよね。2040年の課題についてはどのように取り組まれているのかというように私は聞いているのです、具体的なところで。
- 議長(秋本会長) 高田委員さん、ちょっと待ってください。整理しますね。高田委員さんがお知りになりたいのは、2040年問題にこの計画で具体的にどう取り組むのだと、いくら読んでもこれが見えないと、こういうことですか。
- 高田委員 そうです。
- 議長(秋本会長) 高田委員の質問の意味がわかりました。いわゆるこれだと答えが見えないと。
- 高田委員 3年間のことだけならいいのですよ。私は2040年問題と言っているのに、その2040年問題にどのように取り組んでいくのか、中長期的なものが見えてないと、もしくは何か曖昧になっているのではないかと聞いているのです。
- 議長(秋本会長) 事務局、そうしますと、今2人だけで議論されていて、他の方も意味がわからないと、そんな感じが顔色から見てうかがえるので、高田委員さんがおっしゃった質問を、次回12月にまたありますから、とりあえずペーパーにまとめていただいてよろしいですか。それを見ながら議論しないと、他の委員さんも「何を話しているのだろう」と感じているのは、私から見てもわかるのです。高田さんも相当勉強していますから質問が深いのです。事務局も当然深い、深い同士だからほかの委員さんがついていけないぐらいになってしまっているのかなと。ですからそれをペーパーにまとめて、簡略に。それを見ながらやりましょう。活字にして、ということをお願いします。高田さんそれでよろしいですね。次回12月に、今の書いてもらいますから、ペーパーで。
- 高田委員 はい。
- 議長(秋本会長) ちょっとお待ちください。宮澤さん、何か。
- 宮澤委員 宮澤ですけど、2040年問題、現時点で職員として行政マンとしてお答えできるのは、これが精一杯だと私は思っています。先の2040年を見据えたとして、これはその時点にならないと、何が課題なのかというのはわからない。だから、現時点で捉えるとこれがいいのだろうと、私は、こう思っていま

す。ですから、ペーパーに残すということですが、今は計画を作ることが前提であって、それを、この中身の 2040 年の軸はどうだこうだという議論をしても、これは進まないのではないかと私は思っています。これが私の意見です。

○議長(秋本会長) ありがとうございます。という宮澤委員さんのご意見もございましたので、議論が先に進むように、12 月に簡略に誰が見ても読んでもわかるように、そのような表現で 1 枚のペーパーにまとめてください。そして議論を深めましょう。この問題については、ここまでにします。次の意見ありましたら、はい、高田委員さん。

○高田委員 次の質問に移る前に、ちょっと今のことで補足させていただきたいのですが、3 年間の分やっていると、結構です。ただし、例えば 2025 年問題は、10 年前から言われていて、それで現実的にどうしたのか何をやったのか、何もわからないのです。この後に質問が出てきます。私はこれについて言及しませんけれど、従って私は何を言いたいかというと、例えば人材が不足しています、高騰します、それにどういう対応をするというのを、国でないと決められないという、宮澤委員はお考えかもしれませんが、各県各市が独特の施策を始めているのです。対策が始まっているのです。2040 年に向けてです。例えば人材が不足しますと、もしくは人材の高騰があって対応するのは非常に大変ですと、それについて現実に他の市、他の県ではいろいろ模索して新たな対策を始めているのです。そういったものを、具体的に何人とか言わないにしても、例えばの話、外国人材を登用するとか、そういった考えを入れてもいいのではないかと思います、2040 年問題に向けて。私はそのことを言っているのです。

○議長(秋本会長) よろしいですか。質問の途中ですが、高田委員さん、時間も限られていますので、今の、高田委員さんがおっしゃったような、高田さん相当勉強なさっていますから他の県とか自治体でそういう先進事例もあるようですから、これが終わった後、事務局の方にその具体名を言って、こういう県ではこんなやっている、この市町村でこんなものを行っている、久喜市はやらないのかと、こういう形でちょっと高田委員さんの方から事務局に伝えてもらえますか。それを基に 12 月 15 日に一緒にペーパーで回答をもらおうと、検証しながら。そういう形にしましょう。そして先進めましょう。高田さん、よろしいですか、それで。

○高田委員 結構です。

○議長(秋本会長) 他に質問ございますか。他の項目で、40 年問題とか 2025 年問題以外でお願いします。はい、どうぞ。

○高田委員 3 ページの第 8 期計画の 6 ページ、7 ページの 2040 年ということではないのですが、推移は第 9 期でどこに記載するのかということについての回答が、第 5 章第 2 節に記載しますとおっしゃっていますが、第 8 期のときは、高齢者の現状と課題というところで、これが示されていたのが、今回介護保険費ですか、いくらになるという。そこに移した理由を説明していただけ

ますか。なぜそちらに移したのですか。

- 議長(秋本会長) この変更の理由ですね。事務局すぐ答えられますか。
- 門井主幹 はい。移した理由ですけれども、そんなに強い意味合いはないのですけれども、計画の構成としてそのような編集といいますか、構成にしたということです。確かに、8期計画におきましては6ページ、7ページにも入っているのですけれども、こちらにつきましては介護保険料の算定に大きく関わる部分でありますことから、8期計画では後ろにも再掲ということで同じ表を載せているような作りになっております。ただ、表が重複するものですから、今回は後ろに持ってきております。
- 議長(秋本会長) 高田委員さん、よろしいですか、今の回答で。
- 高田委員 もう時間がないので結構です。わかりました。
- 議長(秋本会長) はい、まだありますか。
- 高田委員 はい。
- 議長(秋本会長) はい、どうぞ。
- 高田委員 2025年問題もあったのですけれどもこれはやめて、一番最後のSDGsについてなのですけれども、実はこれ更問いをしたのは私なのですけれども、私がした質問に対して答えを書いていただいてないのです。前のやつがそのまま残っているのです。SDGs関連についてですが、高齢者や高齢社会に明確に対応している目標はないとおっしゃっているのですよね。従って、SDGsと関連すると思われる目標にリンクさせるという回答を頂き、修正を確認しましたが、これについて、先ほど説明されたようだけれど、どのように関連しているのか不明ですというのが私の疑問なのです。そうでなくても計画書の中の情報量が多く、何を本当に訴えたいのか希薄化し、もしくはわからなくしているように思われます。混乱をきたすだけです。SDGsの目標は削除を提案しますというのが私の更問いなのですが、これに回答いただいてないのです。
基本目標のところにSDGsの3とか10とか、いろいろ入れてらっしゃるのですけれど、何がどのようにリンクしているのかがよくわからないのです。これは結構上の方から、SDGsというのも国連の憲章でもあるので、入れろと言われて入れているのですか。情報をただ入れているだけで何がどう関連しているのか、そちらでも明確な関連がありませんとおっしゃっているにもかかわらず、これをあえてまた入れるという意味がわからないのですけれど。
- 議長(秋本会長) よろしいですか。最後の質問だそうです。SDGsについての事務局の回答をお願いします。
- 門井主幹 はい。SDGsに関しましては、前回の説明差し上げておりますとおり、久喜市といたしまして「久喜市SDGs取組方針」というものがございます。この中で、市が作成する計画については、計画の方にSDGsの理念を反映させるというものがございまして、今回介護保険事業計画の策定にあたりまして、その関連性について検討しました結果、先ほどご説明したとおり、明確に対応している目標はないという判断をいたしました。ただし、関連はございますので、各基本目標のところに図を追加するという形での表現といたしました。それ以上

になりますと、SDGsの説明等もどんどん追加になってしまい、かえって情報量が多くなってしまいますので、市としましてはこのような表現にいたしましたので、ご理解をいただければと思います。

○議長(秋本会長) 高田委員さん、今の回答でよろしいですか。

○高田委員 コメントしません。もういいです。

○議長(秋本会長) わかりました。ありがとうございました。それでは次に移りたいと思います。

次は議事の(3)です。久喜市高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画素案について、事務局から説明をお願いします。

○門井主幹 資料3-1をご覧ください。

○土屋参事 続きまして、資料3-1についてのご説明をいたします。

《資料3-1に基づき説明》

○門井主幹 続きまして、第5章の説明の前に資料3-2について先にご説明差し上げたいと思います。資料3-2をご覧ください。

《資料3-2に基づき説明》

○議長(秋本会長) はい、事務局から説明がございました。只今の説明に対してご質問・ご意見がございました方は挙手の上お願いします。どうぞ。はい、茨木委員さん。

○茨木委員 2点ほどあるのですが、1点目は、前回の資料もそうなのですが、今回の事業計画、この資料というのはどなたが読むものなのですか、対象は。一般市民が読むように作成されているのですか。それとも、久喜市内や関係者の方が対象なのか。誰を対象にして作成した資料なのですか。それをまずお答えいただけたらと思います。

それから2点目は、再三話題になっています、この目標です。例えば51ページ、基本理念と基本目標と施策の方向性とありますが、これ、並列にしているものなのかどうか。例えば、喫緊の課題として介護保険サービスの質の確保と向上・人材確保と育成、これなんかはもう喫緊の課題で、次の二千何年問題に繋がる待ったなしの課題ですよね。介護施設でお仕事されている人のお給料が一向に上がらないと、国が定めたある一線があるのでしょうか、それを碎いて自治体の方で加味しながら少しずつ上げていくとか、あるいはそれに対しても魅力を感じないとか。そういうことで人手不足に悩まされているという実態がこの間もあるので、これは喫緊の課題なので、下じゃなくて一番上に載せた方が私はいいいと思います。皆さんの関心があるところだと思うのです。それを一番下に並べるといのはどうなのかなというのが。まず、優先順位をお示しされて、これでいくと支援体制を整えるというのは大事ですけど、そういう形だけじゃなくて実態に沿った目標の羅列をしていただけると、ぐっとこう、読み手の人は、担当課はこれを念頭に置いてこの計画を作っているのだなというのがわかるのではないかなと。

だからこの体系の表示、例えば施策の方向性も1、2、3、4、5と綺麗に並べているけれども、実際には順位が、優先順位、各目標に沿って違うし、で

こぼこになってもいいのではないですかね。優先は左側に少しずらすとかそういう工夫をして、見やすいもの、要は、誰にこの資料を見ていただくのか、もし市民だったらわからないと思います。以上です。

- 議長(秋本会長) はい。茨木委員さんから2点の質問がございました。事務局、回答をお願いします。
- 門井主幹 はい。まず、2点質問いただきましたが、まず1点目として誰を対象としてという部分につきましては、当然市民の皆様ということになります。それを踏まえ、この施策の基本目標ですとか、施策の方向性の優先順位ですとか、喫緊の課題ですとか、並列で良いのかというご意見をいただきましたけれども、まず現時点では、こちらの施策の方向性の中で、市としまして無駄なものは一切ないと考えております。当然費用対効果とかもありますし、効果がないものであれば、直ちに施策としては中止するというようなスタンスになっておりますので、無駄なものは何もございません。ただ、優先順位があるかないかということ、今の表示方法で特に優先順位を意識して並べているものではございません。今頂いたご意見を踏まえ、優先順位ということではないのですけれども喫緊の課題、第一に取り組むべきもの、そういったものがわかりやすい表現にできるかどうか、また次回に向けて検討をさせていただければと考えております。
- 議長(秋本会長) そうすると、喫緊の課題については表現を改める可能性があるということですね。
- 門井主幹 はい、順番を。
- 議長(秋本会長) それは12月15日にお示しいただけるわけですね。
- 門井主幹 はい。
- 議長(秋本会長) ということで、茨木さんよろしいでしょうか。12月に持ち越しになります。
- 茨木委員 付け加えなのですが、もし優先順位とか喫緊の課題とかその表現がうまく紙面に表されないということは、担当課の間で共通理解がなされていないということと、それからもう1つは、これまで、いろいろな質問があったわけなのですが、これは市民目線で質問しているわけなので、これを市民を対象に目に留めていただこうと思ったら、おそらく読む人はいないでしょうね。全然面白味ないです、これ見ても。関係者の一部の人は目を通すでしょうけれど、一般の人まで読んでもらうのは、ちょっとこれは、この資料自体が上から目線です。はっきり言って、市民目線で書いていないのではないですか。そういうところの見直しとか意識を変えていかないと、次12月と言っても出せないと思います。以上です。
- 議長(秋本会長) という追加のご意見が茨木委員さんからございましたので、この追加のご意見、考えを加味いたしまして、12月にペーパーにしたためてください。よろしくをお願いします。他にありませんでしょうか。ご意見、よろしいですか。今回、これは報告でございませけれども、よろしいですね。
- それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。これにて議長の職を解か

せていただきます。ご協力のほどありがとうございました。

- 青木課長 会長どうもありがとうございました。続きまして、次第4その他でございます。事務局よりお知らせをさせていただきます。
- 佐藤係長 次回の会議につきましてお知らせいたします。第5回目の会議は令和5年12月15日金曜日に、本日と同じく久喜市役所の4階第4～第6会議室で予定しております。時間は今日と同じく13時15分からとなります。なお、第5回の運営協議会資料に関しましては、資料の量も多いため通常よりも早めに郵送できるよう準備いたします。よろしく願いいたします。
- 高田委員 質問いいですか。
- 青木課長 はい。
- 高田委員 質問があります。資料が多いとおっしゃっているのですが、開催時間はこれまでと同じですか。私、個人的に感じているのは、質問の3分の2ぐらいしかできていないのです。こういう重要なことをやっているのに時間にせかされて、それでなおかつ承認しろというのは非常に問題だと思うのです。事前に送っていただくのは全然問題ありません、私は見えていますので。ただ、時間が短くて、それでせつつかれているという状況は非常に疑問です。ですから、1時15分から今2時30分まででしたっけ、これは決められたものなのですか。例えば3時までとか、他の審議会なんか2時間やっているところもありますけれど、私の質問は以上です。
- 青木課長 只今のご質問なのですけれども、運営協議会の時間ですね。こちらとしましては1時15分から2時半という1時間15分程度の予定でということで、これまで時間を組ませていただきました。それというのは、こちらにお集まりいただいている委員の皆様方、お仕事をされていたりですとか、それぞれご都合等がございますので、あまり長時間になりますと、そちらの方に支障が出たりとかということも考えて、このぐらいの時間で行うというのがいいのかなということで時間を設定させていただいております。よって、もし時間の方をもう少し長くということであれば、委員の皆様の方の了承が得られれば、こちらの方としては2時半目標というのではなくて例えば3時ですとかそういったことで、時間の延長ですね。そちらの方はもちろん検討させていただくことは可能ですけれども、他の委員さん方のご都合等もあるかなと思いますので。
- 高田委員 すいません。時間の延長よりも、最初から1時15分から2時間とか3時までというように決めておいて、それで皆さんご都合されればいいのではないかと思うのです。最初からその時間を取っていけば、それで出られない方は欠席もしくは早期に退出される方もおいでになると思うのですけれども、まずは余裕のある時間を取っていただいて、その上で議論をさせていただきたいというのが私の気持ちです。
- 会長 はい、課長、提案があります。
- 青木課長 はい。
- 会長 確かに、1時間15分というふうに高田委員さんがおっしゃるように最初から決めるのはいかがかとも思うのですけれども、いよいよこの協議会も佳境に

入ってきました、やがて保険料も出てくるわけですね。議論がさらに激しく深くなってくると思うのです。

今事務局がおっしゃったように事前に早く送るといっているのであれば、度々この会議で感じるのは、事務局からすぐ答弁が出ない。答えがやはり細かいですから、後で後でになってしまうわけです。最初に資料が早く届いて、深読みして疑問に思ったら、高田委員さん、例えばメールで送るとか、そうすれば事務局もその質問に対して回答を用意ができると思うのです。そうすれば、もうちょっとスムーズに、今回も質問があっても半分ぐらいしか即答はないのですよね。今回に限らず前からずっとそうなのですから、そうすれば、効率的になるのではないかと。私はただ時間をかけて3時間、4時間、5時間かければみんなが満足した素晴らしいものができるのか、時間に比例するかどうかは別かと思うのです。進め方だと思う、やり方。ですから今度は事務局が早く資料を送って、皆さんも早く読んでいただいて、疑問点はメモでも何でもいいですから、ファックスでもメールでも、手紙でも飛ばしていただいて、そうすれば、効率的にできるかと思うのです。やはりペーパーになっていないと、質問する方も答弁する方も要領を得ない。話が飛んでしまう。そうすると会議も空転してしまうのかなと、こういうことをずっとこの会議の会長をやっていると感じております。

ということで、できれば委員の皆さんも、事務局も、それでいいですか。メールが来たら用意しておくという形で、行くかどうかわかりません。そういう形でよろしいですか。私の提案です。

○青木課長 はい。わかりました。こちらとしましては、当日に質問を頂くことで、なかなかうまく回答ができていないというような会長のご指摘でしたが、そのとおりだと思います。なので、できれば早めにご質問等を頂ければ、そのご質問に対する回答というのを当日ご用意して、そういった、頂いた質問等を反映してお答えをご用意させていただくということもできるかと思っておりますので、やり方としては、早めにこちらの方も資料を送らせていただきますので、それを確認していただいた上でご質問等がございましたら、当日まで待つていただくというのではなくて、気づいた時点でこちらの方に何らかメールでも結構ですし、電話でも結構ですし、「こういったことを質問したいのだけれど」ということを仰っていただければ、当日までにそれに対する回答というのを用意して、こちらの会の方に臨みたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

○青木課長 他に何かご質問等ございますか。それでは次に進めさせていただきます。本日予定しておりました議事につきましてはすべて終了いたしました。

閉会にあたりまして、木伏副会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。木伏副会長よろしく申し上げます。

○副会長 <副会長挨拶>

○青木課長 ありがとうございます。以上をもちまして、令和5年度第4回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

た。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年11月9日

議長.....秋本 政信.....

議事録署名人.....板橋 文夫.....

議事録署名人.....小山 道子.....